

ＳＣ大阪「健康づくり・介護予防活動及び地域支え合い活動支援事業」実施要領

1 目的

超高齢化社会が進む中、地域における高齢者の役割は期待されている。

ＳＣ大阪では、「のばそう！健康寿命、担おう！地域づくりを」をメインテーマに掲げて、自立した生活、生きがいのある生活の実現、安心・安全の住みよい地域づくりに取り組んでいる。

この事業は、高齢者の健康づくりや生きがいづくりに関する事業を展開し、老人クラブ活動の活性化と地域における健康づくりと支え合い活動の充実を図ることを目的とする。

2 支援対象

支援対象は、ＳＣ大阪加盟の市町村老連、校区老連、単位クラブとする。

3 支援対象事業 支援対象となる事業は、「新規事業」とする。

(1) 地域における健康づくり・介護予防事業

(2) 地域支え合い事業

別添 対象事例参照

4 支援金額 総額５０万円以内（令和４年度 ＳＣ大阪予算額の範囲内）

1 市町村老連・校区老連・単位クラブ 10万円以内 ※支援は初年度限りとする。

5 支援対象経費

事業実施にかかる費用 但し、下記の費用は対象外とする。

- ・参加賞や記念品などクラブ会員に支給する物に係る経費
- ・食事や飲み物などに係る経費

6 支援金交付の申請方法

- (1) 「ＳＣ大阪支援事業申請書」（別紙様式１）により、事業実施計画書（別紙様式２）及び当該事業に係る予算書（別紙様式３）を作成し、所属市町村老連からＳＣ大阪に申請する。
- (2) 支援対象クラブは、事業終了後、速やかに実施報告書（別紙様式５）及び清算報告書（別紙様式６）を作成し、報告書（別紙様式４）に添付の上、ＳＣ大阪に提出する。
- (3) 様式は、ＳＣ大阪のホームページ（<https://www.sc-osaka.org/>）からダウンロードできる。

7 申請期間

令和５年２月１日（水）～ ３月１０日（金）まで

8 支援の決定

- (1) 支援対象クラブは、審査会（ＳＣ大阪正副会長会議）により決定し、３月末までに審査結果を市町村老連に通知する。
- (2) 審査にあたっては、これまで本事業の支援を受けていない団体を優先する。

9 新型コロナウイルス感染防止対策について

事業の実施については、新型コロナウイルス感染防止のため十分な対策をおこなってください。

10 その他

- (1) この事業は、ＳＣ大阪の委託事業として実施するものである。
- (2) 大阪府及び市町村からの老人クラブ補助金による事業とは別のものとし、同補助金が充当されていない事業に限る。
- (3) 事業実施において、支援金額を超えた場合は、自主財源を充当すること。
- (4) 新型コロナウイルス感染により事業が実施できなくなった場合は、実施のため準備に要した費用以外は、返金になります。